

令和	年	月	日
午	前	時	分
後			受領

令和4年2月16日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二 ㊟

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。(一問一答方式)

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 町長、副町長、教育長の期末手当に係る加算率について	<p>(1)町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 第2条にある町長、副町長、教育長(以下、常勤特別職)の期末手当に関する現行の加算率「給料月額及び給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額」の規定は、いつ施行したのか。</p> <p>(2)加算率について、町特別職報酬等審議会で審議した経緯はあるか。</p> <p>(3)常勤特別職の期末手当を現行の加算率とした条例の提案理由は、どのような内容であったか。</p> <p>(4)常勤特別職の期末手当に係る現行の加算率は、京都市、木津川市(両市ともに、給料の月額に加え、地域手当(100分の6~10)も算定基礎額を含む)に次いで、府内26市町村中、3番目に高い水準である【別表参照】。また、近隣の南丹市、福知山市の100分の15や給料月額に加え、地域手当(100分の6)も算定基礎額を含む亀岡市と比べても、突出して高い。(毎年3月議会で提案のある給料および期末手当の額を100分の10減じる同条例の限時改正の内容も含めた)行財政運営の俯瞰的な視座から、加算率の再考・見直しを行っていく考えは。</p>	町長  町長 町長  町長
2 学童保育について	<p>(1)昨年6月定例会の一般質問において、「見直しを検討したい」との答弁があり、令和4年度の募集要項においても、「改定する場合があります」との記載もあるが、新年度より、近隣市の約2倍高い階層の学童保育料(負担金)を引き下げるべきではないか。</p> <p>(2)学童保育の終了時間は、南丹市(通常保育)・亀岡市(延長保育)では、18時半である。保護者の就労形態、就労場所や家族構成も多様化し、18時の迎えが困難との声も聞く。支援員の処遇改善などにも努め、近隣市や認定こども園の延長保育時間と同様、学童保育の終了時間を18時半までに延長すべきではないか。</p> <p>(3)学校休業中の学童保育の開始時間についても、8時半では、就労に支障があるとの声が多い。支援員の処遇改善などにも努め、南丹市・福知山市の7時45分、亀岡市の8時や認定こども園の早朝保育時間にも鑑み、開始時間を繰り上げるべきではないか。</p>	教育長  教育長  教育長
3 アレルギー対応の公的医療保険適用について	<p>昨年10月下旬の新聞報道で、「厚生労働省は、諮問機関の中央社会保険医療協議会(中医協)の会合で、学校や保育所などに提出するため、食物アレルギーなどのある子どもの主治医が生活の注意点を記した文書について、公的医療保険の適用とし、新たに診療報酬対象とすることを提案し、大筋で了承された。4月の診療報酬改定に向け、具体的調整を進める」(抜粋)とある。</p> <p>(1)公的医療保険適用、4月の診療報酬改定に向け、具体的調整が進むなか、遅滞なく、一連の町子ども医療費助成制度の対象となるのか。</p> <p>(2)各家庭における医療機関受診や文書作成料による経済的負担軽減のためにも、4月以降の受診を勧奨し、こども園や学校へのアレルギー疾患生活管理指導表などの提出に猶予をもたせてはどうか。すでに新規・継続の面談が行われている時期と察するが、昨年の報道を受け、こういった点のやりとりはできているか。</p>	町長  町長・教育長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
4 町育英金について	<p>(1) 育英金は、指定日時に、誓約書持参の上、教育委員会に行き、教育長(不在時は教育委員会 職員)ほかに会い、手渡しでの受領というプロセスであるが、その意図するところは何か。ほかの手当などと異なり、振込でない理由は。</p> <p>(2) 町育英基金条例施行規則 第17条第1号および第2号において、高等学校および高等専門学校は、育英金額を年額12万円以内と規定している。しかし、近年の募集要項においては、両校の生徒については、6万円以内の支給と記載がある。何年前の時点から、6万円以内に変えたのか。</p> <p>(3) 同規則 同条 第3号～第7号にある額と同額で募集する他の学生・生徒群と異なり、高校生および高専生のみ、減額して、募集しているのはなぜか。</p> <p>(4) 同規則 同条によると、「育英金の金額は、毎年度初めに居住との関係、家庭の事情等により」決定するとある。居住との関係、家庭の事情等とは、具体的に、どのような点を想定しているのか。</p> <p>(5) 近年、高校生または高専生に、居住との関係、家庭の事情等を考慮し、6万円超12万円以内での支給を行った実績はあるのか。</p> <p>(6) 育英金の金額は、同規則 第18条において、「一世帯の複数給付の場合、2人目以降は半額給付とする」とある。他方、町育英基金条例 第1条では、「勉学に対する意思の強固な学生・生徒であって経済的理由により修学困難な者に対し、学資の支給等、育英上必要な措置を行い、有能な人材を育成することを目的として」町育英基金を設置するとある。同一世帯の複数同時給付について、2人目以降を半額給付とすることは、全額給付の場合と較量して、有能な人材の育成を後退・阻害することにならないか。</p> <p>(7) 町育英金制度より、後年度から、町独自の修学資金制度として実施し、条件を満たすと、返還の免除がある町医師確保奨学金等の貸与(年額180万円)や町介護福祉士育成修学資金の貸与(年額100万円まで)についての関連例規には、「一世帯の複数貸与の場合、2人目以降は半額貸与とする」との規定はない。これらの修学資金制度との違いをどう評価するか。</p> <p>(8) 同一世帯 複数同時の場合でも、学校に支払う授業料や教科書代などは個人個人の負担で半額にはならない。また、各種手当や就学援助などについても、半額支給とはならない。町の制度において、育英金の支給に関してのみ、個人でなく、世帯で捉え、2人目以降を半額としているのはなぜか。</p> <p>(9) 町職員(ほか公務員の扶養手当(子))は、平成29年に1500円増の8000円、翌30年には1万円となり、加えて、高校や大学などへの進学こともない、学費や教育費が家計の大きな負担になるとの理由から、16歳から22歳までの子がいる場合、1人当たり5000円の加算となっている。かかる加算理由をどう評価するか。</p> <p>(10) 京都府奨学のための給付金においては、多子世帯における教育費負担が相対的に大きく、2人目以降の支援を手厚くする必要があるとの理由から、同一保護者扶養の高校生等が2人以上いる場合、2人目以降の高校生等(およそ14～15万円の給付)については、1人目(約11～13万円の給付)の場合より、2～3万円増額して支給している。かかる増額理由をどう評価するか。</p> <p>(11) 育英金の支給は、近年、増加傾向にある町ふるさと応援寄附金の使途指定先のひとつである「未来をひらく人を育てるまちづくり」を財源として実施するにふさわしい事業と考える。町長の所信表明にもあった「教育と子育ての町」、「子どもを大切にす町」の理念を、明確かつ持続可能なものとして打ち出していく意味でも、町ふるさと応援寄附金基金の使途指定先 合致分も事業財源に充て、同一世帯 複数同時給付についても、半額とせず、全額給付に改めるべきではないか。</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町長</p> <p>教育長</p> <p>町長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町長・教育長</p>

1 質問の要旨は、具体的に記載する。

2 質問の相手は、町長、行政委員会の長、または監査委員とする。